

(基準期間<昭和47年5月21日から6月20日まで>不変)

国内経済要録

◇公定歩合および預金準備率の引上げ

日本銀行は、年初来の金融引締め措置の影響がしだいに現われつつあるものの、まだ十分な効果を挙げるに至っておらず、総需要は根強い拡大を続け、物価の騰勢も依然著しい状況にかんがみ、この際金融引締めの徹底を図るため、公定歩合を1.0%引き上げ8月29日から実施するとともに、預金準備率を以下のとおり引き上げ9月1日から実施した。

(1) 公定歩合の引上げ

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	年 7.0 %	年 6.0 %
その他のものを担保とする貸付利子歩合	年 7.25%	年 6.25%

(2) 預金準備率の引上げ

イ. 預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率

指 定 金融機関	預金残高 区 分	準 備 率
銀行、長期信用銀行、外国為替銀行	1兆円超	定期性預金 2.0%(0.25%引上げ) その他の預金 3.75%(0.5%引上げ)
	1兆円以下	定期性預金 1.0%(据置き) その他の預金 2.5%(0.25%引上げ)
相互銀行、信用金庫	1,000億円超	定期性預金 0.25%(据置き) その他の預金 1.5%(0.25%引上げ)
	200億円超 1,000億円以下	定期性預金 0.25%(据置き) その他の預金 1.5%(0.25%引上げ)
農 林 中央金庫		定期性預金 0.25%(据置き) その他の預金 1.5%(0.25%引上げ)

ロ. 債券の残高についての長期信用銀行および外国為替銀行の準備率 1.0%(0.25%引上げ)

ハ. 金銭信託(貸付信託を含む)元本の残高についての準備率 1.0%(0.25%引上げ)

ニ. 非居住者自由円債務の増加額についての準備率 50%(据置き)

◇市中貸出自主規制金利の最高限度の変更

8月28日の公定歩合変更に伴い、銀行等では貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり変更した。

(1) 銀行

全国銀行協会連合会では、銀行貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり変更し、9月1日から実施した。

種 類	変更後	変更前
(1) 標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付	年 7.25%	年 6.25%
(2) その他の手形の割引ならびに貸付	年 9.00%	年 8.00%
(3) 当座貸越	年10.00%	年 9.00%

(2) 信託銀行

信託協会では、指定金銭信託資金の貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり変更し、9月1日から実施した。

種 類	変更後	変更前
(1) 標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付	年 7.50%	年 6.50%
(2) その他の手形の割引ならびに貸付	年 9.25%	年 8.25%

◇物価安定緊急対策の決定

政府は最近の物価情勢にかんがみ、8月31日物価対策閣僚協議会を開き、5項目の物価安定緊急対策を決定した。その概要は次のとおり。

(1) 財政の執行繰延べ

イ. 公共事業等の施行については、財政面からの総需要抑制措置を強化するため、財政投融資対象事業も含めて財政の執行の繰延べを行う。繰延べ率は8%を原則とするが、積雪寒冷地および生活環境施設等については4%とする。なお、災害復旧事業等および中小企業金融3機関等については対象から除外する。

ロ. 地方財政についても繰延べ措置をとるよう地方公共団体に要請する。

(2) 金融の引締め等

日本銀行により第4次公定歩合の引上げ、第4次預金準備率の引上げ等の措置がとられたが、物価および景気の動向を注視しつつ、今後とも引き続き金融引締めの徹底を期するとともに貯蓄の奨励を図

る。

(3) 民間設備投資および建築投資の抑制

イ. 生産能力化するまでにかかなりの期間を要するものを中心に、民間設備投資の繰延べについて行政指導を強力に行う。

ロ. 緊急と認められない一定規模以上の民間建築を抑制するため、建築投資調整協議会を設け、建築主に対し工事施行の延期または建築規模の縮小を勧告する。これに適切に対応するよう金融機関に対し協力を求める。

(4) 消費者信用の調整

金融引締め政策のいっそうの強化に伴い、消費者信用の抑制を図るよう努めるとともに、自動車等の割賦販売につき標準条件の調整(頭金の割合の引上げ、支払い期間の短縮)を行う。

(5) 個別物資対策の強化

イ. すでに所要の対策を講じているセメント、鋼材等のほか、紙および板紙、灯油等も含めて、需給ひっ迫物資に対し増産・輸入の促進等業種の実態に即して所要の需給調整措置を講ずる。

ロ. 「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の特定物資として灯油を追加指定し、他の物資についても、今後必要に応じて、追加指定するものとする。

ハ. 野菜について、その供給確保と価格安定を図るため、主要生産県に対する生産・出荷指導を綿密に行うなど積極的措置を講ずる。また、豚肉については引き続き輸入の促進を図る。

◇財政執行の繰延べ額の決定

さきに政府が決定した5項目の物価安定緊急対策のうち、財政執行の繰延べ額が次のとおり決まった(9月7日閣議了承)。

	(単位・百万円)
一般会計	87,176
特別会計	132,582
政府関係機関	133,333
小計	353,091
財政投融资	496,400
合計	849,491
(うち重複額)	(146,700)
中央政府純計	702,791
地方財政	340,000
総計	1,042,791

◇民間設備投資の削減指導

通産省は、物価対策関係協議会の決定方針に沿って、同省所管6業種の48年度設備投資計画を1,020億円(計画に対する削減率3.8%)削減する意向を固め(8月31日)、行政指導を始めた。業種別の削減額は次のとおり。

業 種	削減額
電 力	489億円
鉄 鋼	189
石 油 化 学	20
電子・電気機械	239
アルミ精錬・圧延	56
小 売 り	27
合 計	1,020

◇自動車の割賦販売標準条件の改訂

通産、運輸両省は、割賦販売審議会の答申に基づき、自動車の割賦販売の標準条件を次のとおり改訂、9月10日から施行した。

車 種	頭 金		支 払 期 間	
	変更後	変更前	変更後	変更前
乗 用 車 (うち軽自動車)	35% (30)	20% (20)	16 ^月 (18)	20 ^月 (20)
トラック				
5 トン以上	10	5	22	24
2～5 トン	20	10	18	20
2 トン未満	30	15	18	20
バ ス				
30 人 以上	10	5	22	24
29 人 以下	20	10	18	20

(注) 1. 営業車と中古車は従来どおり。
2. 乗用車のうち軽自動車の区分を新設。

◇生産者米価の引上げ

政府は8月8日、48年産米政府買入価格の引上げを次のとおり決定した(価格は60kg当り)。これによる財政負担増加額は、自主流通米に対する助成措置強化を含めて、約2,100億円と見込まれている。

(1) 基本米価(うるち米1～4等平均)
10,301円(前年8,954円、前年比+15.0%)

(2) 指定銘柄奨励金*
指定銘柄米 300円(前年200円)
特別銘柄米 200円(〃100円)

(注) *基本米価に指定銘柄奨励金を加えた実質米価は前年比+16.1%。

◇事業債発行条件の改訂

公社債引受協会では最近の起債環境の状況にかんが

事業債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後		変更前	
	10年債	7年債	10年債	7年債
AA格債	8.181% (8.0% 99.00円)	8.055% (8.0% 99.75円)	7.878% (7.7% 99.00円)	7.755% (7.7% 99.75円)
A格債	8.227% (8.0% 98.75円)	8.111% (8.0% 99.50円)	7.924% (7.7% 98.75円)	7.810% (7.7% 99.50円)
BB格債	8.274% (8.0% 98.50円)	8.168% (8.0% 99.25円)	7.969% (7.7% 98.50円)	7.866% (7.7% 99.25円)
B格債	8.383% (8.2% 99.00円)	8.256% (8.2% 99.75円)	8.080% (7.9% 99.00円)	7.955% (7.9% 99.75円)

み、事業債の発行条件を別表のとおり改訂し(9月5日決定)、9月債から実施することとした。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の上昇傾向等にかんがみ、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	9.875%	9.875%	10.125%	10.125%
8月8日以降	10.000	10.000	10.250	10.250
8月31日以降	10.500	10.500	10.750	10.750